

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成15年3月27日(木)
午前10時 ~ 午後0時50分

第2 出席者 渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 構造改革特別区域における内閣総理大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する内閣府令案について

警察庁から、構造改革特別法等の施行に伴う構造改革特区における研究交流促進法の特例措置の実施に必要な「内閣総理大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する内閣府令案」について説明がなされ、原案どおり決定した。

委員から、「国有試験研究施設等の廉価使用というのは、既に特区が認められているということではなくて、新たに例えば科警研のある市や県に特区が認められた場合に、廉価使用の特例措置が実施されるということか。」旨、質問があり、警察庁から、「仮に千葉県が特区として今後認められれば、その区域内において科警研と共同研究等をするということになった場合に、減額使用の対象となる研究が拡大され、手段も簡素化されるということである。」旨、説明した。

委員から、「廉価使用とは、具体的にどのような意味なのか。」旨、質問があり、警察庁から、「法律上は、研究交流促進法第11条第1項で、「当該試験研究施設の使用の対価よりも低く定めることができる。」となっており、施設の使用料を安くするということを意味すると思われる。」旨、説明した。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「群馬県警察は、同県警察の警部による業務上横領・詐欺事件に関し、3月28日、同警部を懲戒免職の処分にする予定である。また、当時の上司である警視正の責任について、3月20日、国家公安委員会から審査請求を受けた警察庁懲戒審査会は、3月26日、当該事案の審査を行い、本日、決定事項を同委員会に答申する。」旨の説明がなされた。その結果、同答申を踏まえ、同委員会において、同警視正を減給処分とする決定がなされた。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則について

警察庁から、商法等の一部を改正する法律で一定の企業に新たに「執行役」が置かれるようになることに伴い、関係する国家公安委員会規則を改正する「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について説明がなされ、原案どおり決定した。

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について

警察庁から、猟銃の所持許可手続きの簡素化等を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸

入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について説明がなされ、原案どおり決定した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、3月25日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要について報告がなされた。

(2) 「規制改革推進3か年計画(再改定)」について

警察庁から、総合規制改革会議第2次答申を踏まえ、再改定する「規制改革推進3か年計画」の概要等について報告がなされた。

(3) 国会の状況について

警察庁から、3月20日に行われた参議院内閣委員会の状況等について報告がなされた。

(4) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「北海道警察は、同警察の警部補が、3月20日、国道において酒酔い運転をし、警察官に職務質問されながら逃走し逮捕された事案に関し、3月27日、同警部補を懲戒免職の処分にする予定である。」旨の報告がなされた。

(5) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の中間

取りまとめについて

警察庁から、昨年11月に設置された「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の中間取りまとめの概要等について報告がなされた。

委員から、「この問題については、一般市民の意識が非常に低いとの感想を持っていたが、防犯の面からすると泥棒に入られないようにすることは、犯罪の発生を減少させることになるので非常に重要だと思う。ただ、これだけ広く関連する方々が対外的にいろいろ協議をしていくということについては、欲を言えば、もう少し早くやってもらいたかったし、上手にPRしてもらいたいと思う。また、先日、買い物に行った際に、ピッキング対策用の鍵はこれなのかと初めて見るという感じの人や、心配だから買いにきた人などを見かけた。関心も集まっていると思うので、是非積極的に進めてもらいたい。」旨、意見があった。

(6) 子どもを守る緊急支援対策事業の実施状況について

警察庁から、子ども緊急通報装置の整備等子どもを守る緊急支援対策事業の実施状況について報告がなされた。

委員から、「子ども防犯テキスト「みんなで気をつけようね」や「けいさつのまど」等のパンフレットは、良くできた防犯テキストだが、幹部の皆さんにも1部当たり作成のコストにもっと関心を持ってもらおうとPR効果がさらに上がるのではないか。つまり、合計の予算を活用して出来るだけ安く作成することを工夫すれば予算で想定した時よりも多くの部数を配布できる。そうすれば、全国の小学校に1冊配布する防犯パンフレットが2冊配布できるかもしれず、校長先生にだけ配布されたものがPTAの会長にもわたってPR効果がさらに上がるということもありうるのではないか。今日の2種類のパンフレットは、庁内の作成部門も違うしおそらくそのコストも違うでしょう。ごく当たり前のコスト意識を働かせることで単なる節約のみならず行政効果が変わりうるということを示したかった。」旨、意見があり、

警察庁から、「子ども防犯テキストの冊子と併せてCD-ROMも全国の小学校に配布し、また、警察庁のホームページにも掲載して、自由にダウンロードして使ってもらうことにしている。単価の引き下げは引き続き努力していきたい。」旨、説明した。

(7) 行政対象暴力対策の推進状況について

警察庁から、全国暴力追放運動推進センター等が行った自治体を対象とした行政対象暴力に関するアンケート調査の結果及び同結果を踏まえた今後の対応について報告がなされた。

(8) 違法駐車問題検討懇談会の開催について

警察庁から、「違法駐車への対処の仕組み等について様々な視点から幅広く意見を求めるため、部外有識者からなる「違法駐車問題検討懇談会」を開催することとした。」旨の報告がなされた。

委員から、

「 運転者責任をどう位置付けるかとの問題意識は持っているのですが、その辺りについて、一般有識者がどういう反応をして、どういう考え方をするのかというところにも焦点を当てて議論していただきたい。

この問題は、1年以上前から我々の一致した考え方として申し上げてきた。今まで紆余曲折があったかもしれないが、ここまで来たということは大変結構であり、基本方針に沿って検討し、しっかりまとめていただきたい。

法律問題は乗り越えなくてはならない問題だが、本件は国民の関心の高い社会問題であり、警察にとっても重要な政策課題の一つであると思うので、研究会の意見も参考にして上手に取りまとめ、是非実現するよう頑張ってもらいたい。警察官の増員が限られている中で、多発する犯罪捜査、取締り、予防の仕事により多くの警察官を配置していくことや、違法駐車自体が時に交通事故の原因となることも多いという点で本件実現への必要性が高い。」

旨、意見があった。警察庁から、

「 諸外国でも試行錯誤を続けており、基本的には何らかの形で所有者責任にするというものが多いが、運転者と所有者の双方の責任にする、運転者の特定が困難で確認ができない場合に所有者責任にする、運転者は最初から関係なく使用者だけに責任があるというようないろいろなやり方があり、それぞれメリット、デメリットがある。使用者責任を検討する場合、一方で、悪いのは運転者であり、使用者責任の方に安易に流れているのではないかというような意見も出る可能性も考えられるので、その辺りを睨みながらよく検討しなければいけないと思っている。しかし、運転者責任を従来と同様な形で追及すると、問題解決に至らなくなるので、公安委員の方々をはじめ、いろいろな方々のご意見を伺いながら、整理してまとめていきたいと思う。

この問題については、かねてより国家公安委員会から、違法駐車問題の解決と併せて、犯罪情勢等が厳しい折に内部努力によって効率的な再配置の観点からも検討を促進すべき旨の指示を受けていた。加えて、刷新会議の提言を受けて、平成13年の夏に、3か年計画で、地方警察官の一万人の増員を要求した際にも、各方面から、増員するに当たって合理化を前提とすべきあるという強い要望が示され、その一つに違法駐車取締体制の効率化が挙げられていた。こうしたいろいろな観点からの御指示、要望等を受けて、プロジェクトチームを作り、試行錯誤を重ねながら約1年近く検討してようやく現在のプランができた。しかし、7,600万人の免許人口があり、その大半が日常的に運転している状況においては、全国民的な関心を呼ぶ問題であるので、国民に幅広く訴えかけ、意見、提言等を踏まえて進めるように配意してまいりたい。」

旨、説明した。

(9) 米国等によるイラクに対する武力行使に伴う情勢と警備諸対策について

警察庁から、テロ等違法行為の未然防止を図るため、水際対策・情報収集の強化、重要施設に対する警戒警備等を強化していること等米国等によるイラクに対する武力行使に伴う情勢と警備諸対策について報告がなされた。

3 その他

(1) 委員から、先日海外渡航された際の状況等について説明があった。